

屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張申請について

屋久島町が申請をしていた屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張申請は、平成 28 年 3 月 19 日（土）にリマ（ペルー）で開催された第 28 回ユネスコ MAB 計画国際調整理事会において登録が決定されました。

○ 屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの概要

申請名称：屋久島・口永良部島生物圏保存地域（屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク）

テーマ：火の島と水の島。黒潮がつなぐ自然と人のエコパーク

*1980（昭和 55）年に屋久島の一部（当時の霧島屋久国立公園地域）がユネスコエコパークに登録されていましたが、1995（平成 7）年にユネスコエコパークの機能として、「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められたことから、屋久島と口永良部島の全域を対象に範囲を広げ、名称を屋久島・口永良部島ユネスコエコパークに変更する拡張申請を行いました。なお、この登録によって、新たな規制などは生じません。

1 面積（ ）書きは旧登録地（屋久島のみ登録）の面積

総面積 78,196ha（18,958ha） ※ ゾーニング図及び面積の内訳は別紙

- ・核心地域 法律やそれに基づく制度等によって厳格に保護する地域
12,359ha（7,559ha）
- ・緩衝地域 核心地域と移行地域の緩衝として、教育、研修、エコツーリズム等を行う地域
20,137ha（11,399ha）
- ・移行地域 居住区。地域社会や経済発展が図られる地域（漁業も含む）
45,700ha（0ha）

2 屋久島町が目指すユネスコエコパークの取り組み

・ユネスコエコパークの目的は、屋久島憲章に掲げる「人と自然の共生による地域づくり」に合致していることから、屋久島町の第一次振興計画基本構想（平成 21 年度～平成 30 年度）の理念である「悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・維持していくまち」の推進とともに、屋久島と口永良部島において施策の均衡を図る。また、住民や民間企業視点の知恵の結集と多様な主体の参加を促進する。

・国有地・山岳部だけでなく、口永良部島も含めた屋久島町域全体を対象地域にユネスコ事業を展開する。このことにより、世界自然遺産では評価されていない水環境の保全、自然との関わり文化などを活かした地域づくりを推進する。

・これまでの我が国のユネスコエコパークには無かった「世界自然遺産を有する地域」「離島で登録されている地域」「海域を設定している地域」「ユネスコエコパークを一自治体（屋久島町のみ）が構成する」等をアピールし、観光や特産品開発、教育活動などの新たな事業振興を図

る。

3 これまでの主な取り組み経過

- ① 屋久島ユネスコエコパーク推進協議会庁内委員会の設置 (H25. 4)
- ② ユネスコエコパークシンポジウムの開催 (H25. 8)
- ③ 第2回国際照葉樹林サミット in 屋久島の開催 (H26. 6)
→ ユネスコエコパークをテーマ設定し、町長が屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの登録を目指すことを表明。
- ④ 第1回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催 (H26. 7)
- ⑤ 第2回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催 (H26. 8)
→ 新しいゾーニング設定を含めた生物圏保存地域申請書概要の内容承認
- ⑥ 生物圏保存地域申請書概要を日本ユネスコ国内委員会に提出 (H26. 8. 29)
- ⑦ 第2回屋久島・口永良部島ユネスコエコパークシンポジウム in 口永良部島の開催 (H26. 11. 17)
- ⑧ 第3回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催 (H27. 1)
→ 生物圏保存地域申請書・専門部会の提案
- ⑨ 第4回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催 (H27. 2)
→ 生物圏保存地域申請書の決定
- ⑩ 屋久島・口永良部島生物圏保存地域申請書 (和文) を提出 (H27. 2)
- ⑪ 屋久島・口永良部島生物圏保存地域申請書 (和文修正・英文) を提出 (H27. 6)
- ⑫ 人間と生物圏 (MAB) 計画分科会 第33回会議 (H27. 8. 24)
→ 日本ユネスコ国内委員会の推薦決定
- ⑬ 日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN) に参加 (H27. 10. 6)
- ⑭ 第5回屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会の開催 (H27. 3)
→ 第28回ユネスコ MAB 計画国際調整理事会の審査結果を報告
→ 町ホームページ、町報 (4月8日発行)、宮之浦の古橋及び口永良部島出張所屋上に横断幕を設置し登録結果を広報

○ 今後の予定

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク地域推進協議会において、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの管理運営計画の策定、具体的な事業の取り組みの検討を行う。

○ 生物圏保存地域 (ユネスコエコパーク) について

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する人間と生物圏 (MAB: Man and Biosphere) 計画に基づき指定する生物圏保存地域 (BR: Biosphere Reserves) の日本での呼称です。

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いています。

日本では、屋久島、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山、綾、只見、南アルプスの7カ所が登録されています。なお、平成27年度に既に登録されている3地域が「屋久島・口永良部島」「白山」「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」として拡張登録申請とともに登録が決定されています。

2016年3月現在で、世界では120カ国/669件が登録されています。

屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク ゾーニング図

